

令和３年度 豊川市地域福祉計画推進委員会 議事録

日時：令和３年１０月２８日（木）午後１時３０分から

場所：ゆうあいの里ふれあいセンター 研修室

出席者：川島 ゆり子（学識経験者（日本福祉大学社会福祉学部教授））

太田 善堯（豊川市連区長会）

西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

鈴木 充（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

美馬 ゆきえ（豊川市老人クラブ連合会）

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

中村 由香（豊川市社会福祉施設協会）

平野 一彦（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

豊田 恵子（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）

権田 茂（地域福祉活動推進委員会（地域福祉活動者））

松井 秀之（公募した市民）

桑野 研吾（豊川市社会福祉事務所）

木和田 聡哉（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：原田 修一郎（豊川市小中学校長会）

山本 由美子（愛知県豊川保健所）

事務局：小島 基（豊川市福祉部次長）

小林 幹尚（豊川市福祉部福祉課長）

森岡 俊仁（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

柚原 尚美（豊川市福祉部福祉課福祉総務係長）

山崎 敏幸（豊川市社会福祉協議会事務局次長兼総務課長）

小林 弘行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長）

竹尾 祐三子（豊川市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

田中 照彦（豊川市社会福祉協議会地域支援課課長補佐）

柿田 真宏（豊川市社会福祉協議会地域支援課）

和田 友美（豊川市社会福祉協議会地域支援課）

横尾 斎（Next-i 株式会社）

次第

1 委員長あいさつ

2 議題

(1) 第3次豊川市地域福祉計画の進捗状況について

①行政の取り組みについて

②社会福祉協議会の取り組みについて

③地域福祉懇談会（第2層協議体）の開催について

(2) 第4次豊川市地域福祉計画策定におけるアンケート調査実施について

①地域福祉に関する市民アンケート

②地域福祉活動に関する活動者アンケート

3 連絡事項

事務局： 会議に先立ちまして、会議資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

<開会>

事務局： 皆さんこんにちは。福祉課長の小林と申します。

本日は大変お忙しい中、委員会にご出席くださりましてありがとうございます。

委員で1名少し遅れるということで連絡をいただいておりますが、その他の出席される委員がそろいましたので、定刻の少し前ではございますが、ただ今から令和3年度豊川市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。

新型コロナ感染対策のため、窓を開けさせていただいております。また、感染症を考慮しまして、委員会を効率よく進行して参りますのでご協力をお願いいたします。

次に、任期の途中ではございますが、本年度の人事異動等により委員の交代がありましたのでお知らせいたします。本日お配りしました、当日資料の5枚目になります委員名簿をご覧ください。

NO. 8の豊川市小中学校長会の代表が金澤委員から原田委員へ、NO. 14の愛知県豊川保健所の代表が福永委員から山本委員へ、NO. 16、豊川市社会福祉事務所の代表が宇井委員から木和田委員へと3名が交代となっております。なお、本日、原田委員と山本委員がご都合により欠席されております。

本日の会議には、福祉部次長、事務局として福祉部福祉課の職員3名と、豊川市社会福祉協議会職員6名が出席しております。よろしくお願いいたします。

また、第4次豊川市地域福祉計画策定アンケート調査業務を委託しております業者の職員も同席させていただき、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。それでは、委員長にごあいさつをお願いしまして、以降は推進委員会設置要綱第6条第2項により委員長が議長とな

りまして、委員会の進行をお願いいたします。

< 1 あいさつ >

委員長：皆様こんにちは。大変お忙しい中、会議に合わせ、ご参集いただきましてどうもありがとうございます。大切な委員会として、これから議事を進めてまいりたいと思います。

先ほどの話にもありましたように、新型コロナがまだまだ予断を許さない状況ということで、この新型コロナというのが本当に今まで生活が成り立っていた方が、突然、生活困窮の状況に落ち入ることがあったり、あるいは通いの場合は今まで心身を保っていらっしゃった方が通えなくなってしまう、人と出会えなくなってしまうということで、心身の不調をきたしていらっしゃる方がたくさんおられます。私が勤務しております大学でも、若い世代の中でも困窮を極めて、あるいはオンライン授業ということで学生同士が会えないということがあり、そのことで精神に不調をきたして休学をしてしまう学生も複数見受けられております。本当に新型コロナということで、まさにその福祉ということをどう仕組みを作っていくか、あるいはその福祉から漏れ落ちる方々の、そういう脆弱な基盤を持っていたらっしゃる方々にどのように地域の中で繋がりをつくるのかということが問われているのだと思います。令和3年度から包括的支援体制が本格的に始まりまして、この豊川も準備が進められております。

福祉という仕組みを作るということはもちろん大事なんですけども、このコロナの影響で、人との繋がり、地域の中での助け合いということがいかに大事かということを私達は実感していると思っております。

これからの地域作り、地域の繋がりということも含めまして、次期の計画の中では、その地域の、地域福祉の設計図というか見取り図というか、これからこの豊川をどうやっていくのかということを議論させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

< 2 議題(1)第3次豊川市地域福祉計画の進捗状況について①行政の取り組みについて >

議長：それでは改めまして、ただいまから議事進行させていただきます。令和3年度豊川市地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。本日の委員会は、推進委員会設置要綱第6条第3項により、委員の半数以上の出席がありますので成立するということをご報告させていただきます。

議題1の第3次豊川市地域福祉計画の進捗状況につきまして、まず行政の取り組みについて事務局からご報告をお願いいたします。

事務局：それでは福祉課の森岡から説明をさせていただきますが、説明の前に、今回の取り組みの進捗状況の評価についてですが、地域福祉計画改訂のためのアンケート

内容の検討を行う時期的な問題から、評価の対象期間が短くなってしまうため、今回は進捗状況の報告ということでお願いし、評価は次回の会議で提出したいと思いますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、資料１と、当日資料２をご覧ください。

事前にいただいているご意見と各課に確認した内容になっています。

説明は、当日資料２を基に、させていただきます。限られた時間でありますので、いくつか絞って、説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、通番１になりますが、基本方針１－１地域の助け合い意識の醸成の施策①あいさつ運動の推進について、各町内会の現状を調べて、教えてもらえると、町内会としても、より積極的に取り組めるのではないかという内容です。

生涯学習課に確認しましたところ、校区青少年健全育成推進協議会活動費補助金事業における実績報告書により、各校区の補助対象事業の活動内容を把握しているものであるとのことでした。令和２年度の活動内容のうち、あいさつ運動の実施状況部分を、この当日資料２の３枚目に添付しております。横棒が入っている校区は報告書のあいさつ運動の記載が空欄であったため、あいさつ運動自体を実施していない場合や、協議会としては実施していない場合、協議会から人員は出しているが主としては実施していないため記載していないなど、様々な可能性が考えられるとのことですが、複数ある活動項目のすべてを実施しなければ補助金を出さないというわけではないため、記載のない校区の活動状況につきましては把握していないとのことでした。

続いて、通番１９になりますが、基本方針１－３地域の身近な交流・ふれあいの推進の施策②居場所づくりの推進について、令和３年のみのＩＣＴ化支援となっているが、予算・現状のインターネット環境整備地域、助成後についての考えをお聞かせくださいという内容です。

市民協働国際課に確認しましたところ、予算額は６９０万円で、現在の整備状況は１０町内会から補助金申請があり７町内会が整備を完了しているとのことでした。集会施設にインターネット環境が整備されることにより、Ｚｏｏｍなどを使ったオンラインによる役員会の開催や、電子メールを活用した市との連絡、各種申請書類などの提出が可能となるため、積極的にＩＣＴを活用することは、会議などで人が集まる機会を減らし、行政手続きを来庁することなく完結できる効果が期待でき、新型コロナウイルス対策や、町内会運営の省力化につながるものと考えているとのことでした。

なお、令和３年度のみ補助制度として町内会にお知らせして実施しているものであるため、令和４年度以降に整備を希望する場合は、各町内会において整備していただくものになるとのことでした。

続いて、通番４５基本方針３－１相談支援機能の充実の施策①身近な総合相談機

能の充実と、通番61施策②行政等の専門相談支援の充実について、生活困窮者向け施策一覧表や生活困窮者つなぎ先案内バイブルとありますが、どのようなものでしょうか。民生委員にも配布等できれば有用かも知れません。と同じ内容でいただいています。

こちらにつきまして福祉課に確認しましたところ、市役所内の各窓口における相談内容や支援策が一覧になっているもので、この資料の4枚目以降に添付しているものとなります。こちらを、市役所内の電子システム上の掲示板に掲載し、相談者に応じて適切な相談窓口に繋がられるようにしているものですが、民生委員・児童委員の皆さんに配布させていただけるのであれば、理事会などで提案させていただきたいとのことでした。改めて、担当から民生委員児童委員協議会へお話しさせていただきたいと思います。

続いて、通番82基本方針3-4権利擁護の推進の施策①権利擁護体制の充実について、民間へも合理的配慮の義務化が拡大されるので、民間への意識を高める内容としてどのような周知を考えているのかという内容です。

こちらにつきまして福祉課に確認しましたところ、令和4年度以降に事業者を対象とした講演会などを実施することを予定していますが、今後も引き続き、市民や事業者などへのパンフレットの配布、出前講座や研修を通して周知啓発を図っていく方針に変更はないものと考えているとのことでした。

次の通番85、86は、同じく、基本方針3-4権利擁護の推進ですが、施策②成年後見制度等の充実について、市長申し立ての実績件数についての質問をいただいています。

市長申し立ては、成年後見人が付く必要があっても成年後見の申し立てをする親族がまったくいない場合や、親族がいても申し立てをするつもりがない場合、また、親族による年金の搾取などの経済的虐待が行われているなどで親族が信用できない場合などが挙げられ、介護高齢課、福祉課、それぞれ直近の件数は回答欄のとおりですが、毎年、市長申し立てが行われている状況です。

行政の取り組みについては、以上です。

議長：ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からご説明をいただきましたけれども、この件につきましてご質問あるいはご意見を承りたいと思います。いかがでございますか。

私から、質問ではないのですがよろしいでしょうか。繋ぎ先バイブルの話ですとか権利擁護の話で、情報共有をしてほしいというようなご意見を承っております。やはり仕組みを作るということだけではなく、そのことをどう地域住民の方々と情報共有するのかということについて、実施していらっしゃるのだと思いますけれども、このような意見が出るということはまだまだ周知が不足しているということなので、特にこの地域の福祉計画につきましても、地域の方との情

報共有をしっかりとしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

あともう一点、1枚目の通番12のところで、委員からのご意見の中でこういった重要なお意見が出されていたと思います。縦割りではなく地域的な課題としてというふうに書かれています。この部分については世代間交流のことだったんですけども、この縦割りではなくというところはいろいろな政策に共通するところだと思います。居場所作りのことでもそうですし、総合相談窓口の件につきましても、縦割りではない地域福祉の推進をこれからどうしていくのが大きなテーマですので、このことも踏まえて、事業報告などの説明の中でもこの政策は実はこの課も関連しているというような庁内の課の関連性みたいなところも入れていただくと、より総合的な地域福祉推進というところに繋がっていくと思いますので、その点を少しご配慮いただければと思います。

委員：今お話しに関連していると思ったのは、ここには13課が出てきます。13課の中で一番多いのは介護高齢課で30項目に出てきます。という風にばらつきがあって当然です。しかし、今の行政の取り組みの説明がありましたように、行政としては各課にお願いをして、そして各課がそのことについて関係諸団体等に依頼をして結果をとというのが現状であろうかなと推測するのですが、果たしてそういうやり方で、この第3次の計画が来年度終わって第4次もそういうことで進めていくことで計画が具現化するようになっていくのか、もっと効率的に具現化を進めていくにはどうしたらいいのかということを、委員長のお話をお聞きしながら私も思っています。117項目、行政を見ますと、私は連区長会の関係でここに出席してと思いますが、117項目の4分の1以上が町内会とほとんど直接的に関わっています。また、社会福祉協議会の61項目においても、17項目ぐらい、4分の1以上が直接的に町内会の達成目的とか業務内容に関わっています。そしてまた、この町内会の組織というのが、住民と直接関わるのは市の中で一番大きいのではないのでしょうか。だから、私はこの町内会といかに連携していくのか、町内会でも明るく清潔感のあるまち作り、暮らしやすいまち作りを目的とする姿勢、そしてそれに応じた業務を実施しているのです。そのことを考えると、この第3次地域福祉計画が来年度で終わり、そのときに第3次ではこの117項目や61項目はどれぐらい達成したのか、各年度の状況報告で果たしてこれが深まっていくのか広まっていくのか、市民のものになっていくのかということは、来年度ちょうど切りがつくところだから、是非、そういった観点から考えていただけるといいのではないかと考えます。連区長会も市民協働国際課に関係していますので、そういう協働については地域と直接的なことが多いです。ですから、そことよく話をしていただいて、区長会の理事が何名かいますので、そういった人たちに動いてもらって、よりこの計画が具現化するようにできればいいと思います。

議長：ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。ぜひ、このことを第４次のところに活かしていければと思っております。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

行政の取り組みにつきましては、もう少しこの評価のところを精査していただいて、次回の委員会でご報告をいただくということでございますので、今日のご意見も含めてご検討いただければと思います。

<②社会福祉協議会の取り組みについて>

議長：次は、社会福祉協議会の取り組みにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：社会福祉協議会地域福祉課の竹尾です。よろしくお願いいたします。

社会福祉協議会の取り組みにつきましては、事前の配付資料２をもとにご説明をさせていただきたいと思っております。令和２年度の主な取り組みの内容と、令和３年度における新たな取り組み改善点についてご説明をさせていただきます。

一部取り上げて説明をさせていただきますが、まず１ページをご覧ください。通番３ですが、令和２年度に新しい啓発の方法として、ラインを導入いたしました。今年度につきましては、ボランティア活動に関する研修ですとか、助成金の情報などを中心に積極的に情報提供を行っております。

また、通番４ですが、項目の中の取り組み内容の下の項目に、地域福祉活動費助成事業、公開プレゼンテーションというのがあります。こちらは令和２年度につきましてはコロナの関係で公開できませんでしたけれど、書面の開催で公募の助成事業を行っていました。今年度につきましては、感染対策を行いまして関係者のみの参加でプレゼンテーションを行うとともに、Ｚｏｏｍを使って、地域住民の方が審査の様子を見れるようにして実施をさせていただきました。

次の通番５ですが、地域福祉懇談会の欄では、令和２年度にはコロナの影響を受けましたけれど、それでも２７の地区で、コロナ禍における地域福祉活動などについての具体的な生活課題や取り組みを話し合う機会を設けることができました。今年度も開催中ですが、また具体的な説明は後ほどお聞きいただきたいと思います。

地域福祉活動者研修事業では、感染対策に留意しながら地域福祉活動者に向けた研修や講座を企画開催しており、今年度については集まるのが難しいという状況を踏まえて、オンラインでの活動者の交流会の企画や操作の説明会を行う支援しております。

こちらの項目について、コロナ禍でリモート学習・交流が増えているが、特に高齢者には操作に不慣れな方が多く、継続的な講座などの開催をお願いしたいとのご意見をいただきました。こちらについては今後検討していきたいと考えており

ます。

続きまして、2ページをご覧ください。基本方針2の地域と学校の連携による人作り地域作りでは、令和2年度は福祉実践教室を中止しておりました。今年度は新型コロナウイルスへの対策をしながらできる部分というところで実施をしています。

次に、4ページをご覧ください。通番16のふれあいサロン活動を支援します。こちらの項目につきまして、サロン活動の支援の継続について、再開したいといったサロンからどのような要望や支援をしてほしいといった声があるのか、また、1ページ通番2のところで、サロン活動の実施に向けてのアドバイスをしたとなっているが、どのようなアドバイスをしたのかとのご質問をいただきました。コロナ禍における地域福祉活動の停滞が高齢者の孤立や孤独、またそこに起因する身体機能や認知機能の低下といった社会的な課題を生み出しています。

社会福祉協議会が昨年度末に行った地域福祉活動者への聞き取り調査によりますと、サロン活動に関しては全くできなかったと回答されたサロンが32%にのぼり、また、活動頻度がこれまでより下がったと回答されたサロンが55%になりました。このような状況を受け、サロン活動者からはコロナ禍でのサロン活動の工夫や仕方、事例などの情報提供をお願いしたい、他地区の活動や実施内容について教えてほしい、助成金の基準を考えてほしいなどのご意見をいただきました。

社会福祉協議会としましては、代替活動の推奨ということで、通常集まって行っていたものを、利用参加者の方の個別訪問でも認めるといった助成金の整備を行うとともに、厚労省が作成したチラシの配布を行い、新型コロナウイルス感染症に気をつけて行うサロン活動について周知を行っています。

また集合型のサロン活動の代替活動として、活動者が参加者宅を訪問する活動や、屋外での活動、活動内容の変更、お話中心のサロンから、例えば健康体操を行うといった活動についての情報提供を行うことで、サロンの再開に向けたアドバイスをしております。

次に、基本方針2ボランティア市民活動の促進の項目です。令和2年度に各種のボランティア養成講座を企画し、準備をしておりました。コロナの影響で開催できなかったものもありましたが、カリキュラムの工夫などをして、できるだけ開催できるようにしてきました。今年度もオンラインなどの方法を導入し、開催をしております。

次に5ページをご覧ください。通番24ですが、町内会への加入促進を支援し、地域の繋がりを強めます。こちらの項目で町内会加入についての啓発を継続実施したとなっているが、どのように行ったのか、とのご質問をいただきました。

近年、コロナ禍の影響もあり、地域の繋がり・支え合い活動が希薄化する中において、ますます町内会組織を強固にすべきとのご意見を多く受ける機会がござい

ます。小地域での福祉活動を推進する社会福祉協議会として、毎年概ね連区ごとに開催している地域福祉懇談会や市内３５地区にある地域福祉活動推進委員会において、支えあい・助け合いの基盤となる町内会の加入について、その意義、例えば、災害時におけるご近所の福祉力の重要性などについてお伝えをするようにしております。

次に７ページをご覧ください。通番３２の自立した生活への立て直しに向けた資金貸付に関する相談を行います。の項目では、令和２年度に新型コロナウイルスの影響により収入の減少した方に対する特例の貸し付けに対する相談が多くあり、申請の支援を行うとともに、必要な情報提供や関係機関への連絡調整などを行うことで、生活にお困りの方に対して自立に向けた支援を行ってきました。令和３年度も多くの相談が寄せられる状況が続いております。

次に８ページをご覧ください。通番３８ですが、こちらの項目では認知症高齢者等地域支援事業としてお薬カレンダーの配布をしておりますが、今年度、お薬カレンダーのPR動画を作成し、図書館コラボ展示コーナーでの啓発を図っております。

また、通番３９の会食配食ボランティア活動を支援します。こちらの項目では、令和２年度は新型コロナの影響で、会食が難しい状況があり、感染予防対策などに関する情報提供や食事を伴わない代替活動を助成対象とする特別の措置を講じながら、活動が継続できるよう支援をしてまいりました。今年度は感染症予防対策に関する学習や情報交換会の開催を予定しております。

また、通番４２は、令和２年度は介護者教室が開催できなかったんですけど、介護者交流会の市民向け啓発ポスターを作成し、医療機関や薬局、認知症カフェに協力をいただいて掲示をさせてもらい、周知に力を入れることができました。

次に１０ページをご覧ください。通番５３の高齢者や障害者が住みやすいまち作りについて、必要な環境整備に向けて行政と連携を図ります。こちらの項目につきまして、障害者にとって住みやすいまち作りについて、障害者地域自立支援協議会において当事者や関係機関からの提言を市に提供したり、高齢者相談センターでは、豊川市における運転免許返納者のための社会資源一覧の作成や配布をしております。

この社会資源一覧について、配布先、利用者の反応・利用状況についてのご質問をいただきました。配布先としては、市内１０ヶ所に拠点を置く高齢者相談センターや豊川警察署、東三河運転免許センターの窓口へ設置を依頼するとともに、地域福祉活動推進委員会や福祉会、サロンなどへも随時配布を行い、活動者や参加者に対して情報発信を行っております。一部の地域では、社会資源一覧に大変興味を持っていただき、町内回覧で情報共有をされた地区もあります。また、高齢者相談センターの職員が戸別訪問を行う際に大いに役立つ情報源となっており、

宅配サービスや生活支援サービスなどがまとめられているため、その場で必要な情報提供が可能となり、大変喜ばれることもあります。また、社会資源一覧を活用することで相談が終結することがあります。こちらの社会資源一覧について、豊川市や社会福祉協議会のホームページへの情報の提供を行い、また豊川市介護保険事業者連絡協議会に加盟する市内の介護保険の事業所では、電子連絡帳を利用して情報発信を行い、社会資源の情報活用を促しております。

社会福祉協議会の取り組みについてのご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございました。それではこの社会福祉協議会のご報告に対して、ご意見あるいはご質問よろしくお願いいたします。

委員：社会福祉協議会の方は、この61項目を計画して実施するにあたって、一体どれぐらいの人が関わっているのか、これはチームを作って実施しているのか、あるいはそれぞれの項目に担当を決めて実施しているのか、これらを読みますと、一様に相談活動というのはきっと相談が来ることが多いので、回数も2年度よりも増えているものが多いと思います。しかしながら、啓発とか、あるいは知識を広めるとかにおいての共通事項は、何かの印刷物等を配布するということが多いように感じられます。これらも見直す必要があるのではないかと思います。この社会福祉協議会の事業の中で、私が思うに極めて大事とか大切なことがいくつかあると思いますが、大事な大きな一つは高齢者です。先ほど行政の中でも言いましたけども、介護高齢課が30項目に関係していて、そして、この社会福祉協議会の中でも結構多いです。

それをどうやって、どのようなチームを作ったり、担当を決めて実施しているのか、あるいは、例えば高齢者が各町内に一体何人いて、どこに住んでいて、どのように地域では、町内会では、何かのときに備えているのか、そして日常的にはどうしてるのかというようなことを一つとっても大変な仕事だと思います。それが61項目もあって、どのようにしているのだろうかと思います。

議長：大変、多分野にわたる事業だということです。簡潔に、その事業や組織体制についてご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

事務局：社会福祉協議会地域福祉課長、小林です。ご質問ありがとうございます。まず体制ですが、市内10ヶ所に地域包括支援センターの本体と出張所がありまして、これは各中学校区に1ヶ所ずつ配置をされておりますので、そこで担当の職員が数名でおりますが、それぞれ地域のご相談ご要望、訪問もさせていただいております。対応しております。

それ以外のところにつきましても、障害の担当する部署・課もありますので、障害の方への相談についても、その担当部署の方が主で対応させていただいているというような状況です。地域で、圏域で対応しておりますので、いろいろ情報を

共有しながら、場所に応じては他の職員も同行するような形で活動しています。縦割りと先ほどのご指摘をいただいた部分が非常に大きく、我々社協の事業もなっているかなというところはございますので、委員のご意見を参考にさせていただきながら、印刷物などの配布物についても見直した方がどうかなどというご意見もいただきましたので、SNSとか今、そういった方法を活用するというのが大きな流れではありますけど、なかなか苦手な方もまだお見えになりますので、そういった方々にも従来の、例えば回覧板とか、良いチラシの作成等を、少しずつ検討をさせていただきながら、事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございました。少し時間が押してきておりまして、この事業についてご意見がありましたら、後日、事務局にご連絡をいただければと思います。少し議事を進めさせていただきます。

<③地域福祉懇談会（第2層協議体）の開催について>

議長：地域福祉懇談会の開催について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：社会福祉協議会北部高齢者相談センター和田と申します。よろしくお願いいたします。令和3年度地域福祉懇談会の開催について資料の3をご覧ください。地域福祉懇談会開催の目的につきまして、今年度の地域福祉懇談会は、令和2年度の地域福祉懇談会の振り返りや、各地区において、地域課題や課題に対する取り組み内容についての意見交換、また、5年後のまちの姿を見据え、第4次豊川市地域福祉計画策定に向けた意見交換を行い、地域福祉の推進を図ることを目的として開催いたします。開催時期や場所、参加者等につきましては、資料に記載がある通りです。

7番の開催内容につきまして、第4次豊川市地域福祉計画策定に向けた意見交換を行う計画策定型と、計画策定に向けた意見交換を行うとともに、地域の課題についても意見交換を行うハイブリッド型の2形態で、地区の実情に応じて開催いたします。

地域福祉懇談会当日の流れとしまして、まず資料の2枚目にございます、第4次豊川市地域福祉計画の概要、こちらの資料を用いながら、地域福祉懇談会および豊川市地域福祉計画の概要説明を行いまして、その後、第3次豊川市地域福祉計画の振り返りと、第4次豊川市地域福祉計画策定に向けた意見交換として、地域課題や具体的な取り組み内容についての意見交換を行います。

ハイブリッド型につきましては、計画策定に向けた意見交換の後、地域課題についての意見交換を行います。地域福祉懇談会の開催状況につきましては、3枚目にあります一覧表の通りです。緊急事態宣言の発出により、音羽地区でも延期となるなど、開催を延期した地区もございますが、現在7地区で開催をしている状

況です。

新型コロナウイルスの感染状況は少しずつ落ち着いてきてはいるものの、継続して感染防止対策が求められることから、参加人数の調整や時間短縮など、今年度も感染拡大防止に配慮しながら開催をしております。続きまして、1枚目の資料の裏面に移ります。

8の実施報告についてです。既に開催しました中部西地区と三蔵子地区の開催状況についてご報告をします。まず中部西地区についてです。4枚目の資料をご覧ください。中部西地区は計画策定型で実行しております。地域福祉懇談会当日は時間が限られるため、開催に向けた事前準備として、事前に地域福祉活動推進委員会委員長や書記の方と打ち合わせを行っております。

事前打ち合わせの段階では、第3次豊川市地域福祉計画の内容の振り返りや、第4次豊川市地域福祉計画策定に向け意見交換を行いました。開催日当日は事前に打ち合わせした内容も踏まえながら、懇談会出席者と意見交換を行いました。

地域課題としては、町内活動団体の連携やゴミ出し問題についてなどが挙がりました。今後の具体的な取り組みとしては、資源ゴミの出し方について、きちっと学ぶ機会が作れないかなどといった意見が出されました。

今ある地域の良さを大切に、これからの地域の魅力をどう作っていくか考えたいという意見も上がり、第4次豊川市地域福祉計画策定に向けた意見交換となりました。また今後の支援方針としましては、必要な情報を届けるという点で、回覧板の利用や、地区内の中心拠点である地区市民館での掲示、その見せ方やチラシ作成の仕方について効果的な見せ方ができるように助言を行いました。

また、外国籍の方向けの発信については、市民協働国際課からの助言が得られるよう支援するなど、地域の課題解決を目標達成に向け、助言等を支援していきたいと思います。次に三蔵子地区についてです。5番目の資料をご覧ください。

三蔵子地区につきましてはハイブリッド型で実施をしました。三蔵子地区におきましても開催に向けた事前準備として、地域福祉活動推進委員会委員長や連区長、当日の意見交換で中心となる福祉委員の方と事前に打ち合わせを行っております。地域福祉懇談会当日は、事前打ち合わせの内容も踏まえながら、第4次豊川市地域福祉計画策定に向けた意見交換と喫緊の課題であり、コロナ下における福祉活動について意見交換を行いました。地域の課題として、地域福祉活動、地域福祉活動者の後継者問題や、町内会加入者の把握が難しい、新加入者が孤立しやすいなどといった課題が挙げられました。

今後の具体的な取り組みとしては、行事や活動内容がわかるようにマニュアル化するなど具体的に組みたい目標が出されました。また今後の支援方針としましては、地域の活動状況の把握、情報収集などの地域福祉活動や町内行事が再開および継続できるよう、助言等を行いながら地域の課題や目標達成に向け支援し

ていきたいと考えます。

また、地域福祉懇談会実施後は、地区ごとに話し合われた内容を集約するとともに、そこから地域の課題を抽出し、今後の地域での活動支援に向けた働きかけの根拠資料として、記録シートを活用しています。6枚目にある資料が記録シートの参考資料となっております。

地域福祉懇談会の啓発として、懇談会実施後には、懇談会の様子をフェイスブックや社協のホームページに掲載をしております。7枚目の資料につきましては中部西地区の懇談会実施後に掲載した記事の内容となっております。

地域福祉懇談会の説明については以上となります。

議長：ありがとうございました。それでは今のご説明につきまして委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：地域懇談会は、行政の方や社会福祉協議会の方と各地区の方々と、対面しながら会議ができる良い機会だと思います。そういったときに、例えばお話のありました記録シートの一部を使って全市的に調査をして、数量化あるいは統計化して各町内や市民に知らせると良いのではないかとという項目もあるのではないかと思いますのですが、そういったことを考えていくといいのではないのでしょうか。町内会にしてみれば、そうか、あそこの町内会はこのようにしてあいさつ運動を実施しているのだな、高齢者の見守りをこのようにやっているのだなということがわかって、それがひいては、市全体の一つ一つの活動を広く、あるいは高める、深めることに繋がっていくのではないかと考えます。

議長：ありがとうございます。何かそのことについて、事務局からありますか。

事務局：ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたことにつきましては、この資料にまとめさせていただいて、担当の方で集約して情報共有をしておりますが、なかなか町内の皆様の方に、全地区の情報も提供するという機会はありませんでしたので、今いただきましたご意見を参考に今後させていただきたいと考えます。ありがとうございます。

議長：ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委員：懇談会は、福祉活動委員会でも一番大事だと思ってます。といいますのも、関係する人が、それぞれの分野で活動されている方が、同じ連区の中で集まって、一つの項目、テーマを絞って話し合うわけですが、それぞれの立場でいろいろな意見が出るものですから、非常に参考になるというか、我々も勉強になります。同じようなことで困っているのだなという共有ができるということは大事だと思います。ぜひ、社協の方は、前に委員長連絡会で災害についてたくさんの人の意見をまとめたものを資料としていましたが、非常に細かな資料ですので、それをもう少しみんなが理解しやすいような資料にして伝えるといいのかなと思います。

議長：ありがとうございました。地域福祉懇談会は非常に大事な機会だと思っています。
ただ、このことをやりっぱなしにしないということですね。せっかく集まって時間をとっていただいて、その意見を集約して表にして終わりというのはもったいないです。何のためにしているのかという次の地域福祉計画に活かすためですから、それをどう活かしたかというところも含めて見せていくということが大事だと思っています。そのことについては、よろしくお願いいたします。

<議題2(2)第4次豊川市地域福祉計画策定におけるアンケート調査実施について①地域福祉に関する市民アンケート>

議長：議題2、第4次豊川市地域福祉計画策定におけるアンケート調査についてです。
今日のメインテーマとなる議題です。まず、地域福祉に関する市民アンケートにつきまして、事務局のご説明をお願いいたします。

事務局：それでは福祉課の森岡から説明をさせていただきます。

お手元の資料4「豊川市地域福祉に関する市民アンケート」をご覧ください。

このアンケートは、平成30年度から5か年を計画期間とした第3次豊川市地域福祉計画の期間満了に伴いまして、令和5年度以降を対象とする第4次豊川市地域福祉計画の策定にあたり、市民の方々の地域福祉に関する意識の把握や、地域における様々な社会問題に対する地域住民の意見を集約し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施するものです。

アンケート方法は、無作為に抽出した18歳以上の豊川市民2千人を対象として11月22日の月曜日にアンケート調査票を郵送し、12月15日の水曜日までを回答期限として実施を予定しています。

続きまして、アンケートの設問について、説明をさせていただきます。

今回のアンケートは、経年による市民の意識の変化の確認もあることから、前回のアンケートを基礎としておりますが、次期計画に包含を考えております成年後見制度利用促進をはじめ、避難行動要支援者支援や重層的支援体制、新型コロナウイルス感染症の影響に関する設問を追加しております。

それでは、1ページをご覧ください。

大項目の1つ目「あなたご自身のことについておたずねします」として、問1から2ページの問9までの設問です。

問1の性別について、前回は「男性」「女性」の2択となっていましたが、身体と心の性が一致していない、性別がわからないなど、性別について答えたくないといったことも考慮して、今回は「その他」を入れた3択としています。

3ページをご覧ください。

大項目の2つ目「地域との関わりや地域に対する意識についておたずねします」として、問10から問13-1までの5つの設問です。

4ページをご覧ください。

大項目の3つ目「地域での支え合いや福祉への関心についておたずねします」として、問14から6ページの問21までの8つの設問です。

6ページをご覧ください。

大項目の4つ目「ボランティア・地域活動についておたずねします」として、問22から7ページの問23までの4つの設問です。

8ページをご覧ください。

大項目の5つ目「成年後見制度についておたずねします」として、問24から9ページの問25までの5つの設問ですが、こちらは、今回、新規の設問となっています。

成年後見制度については、本市の第3次地域福祉計画におきましても成年後見制度等の充実を掲げ、成年後見制度を必要とする人に対する相談、利用支援体制を充実し、制度の、より一層の普及と啓発に努めるとしています。国においては、制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は、「成年後見制度利用促進計画」の策定に努めるとされています。この計画は、国の「策定の手引き」において、地域福祉計画等の中に盛り込むことが有効な手段のひとつとされていることから、今回、その方向で策定することを考えておりまして、このアンケート項目は、その基となる資料として設問するものです。

9ページをご覧ください。

大項目の6つ目「暮らしの中での不安やその相談相手などについておたずねします」として、問26から10ページ問29までの4つの設問です。

今回、問27の相談先には、身近な相談先の中の1つとして町内会・自治会という選択肢や、要援護者の課題を解決するための支援を行うコミュニティソーシャルワーカー、利用者間のコミュニケーションを可能にするインターネットやSNSといった選択肢を増設しております。

11ページをご覧ください。

大項目の7つ目「災害時における助け合いについて」として、問30から12ページの問33までの6つの設問ですが、こちらは、今回、新規の設問となっています。

厚生労働省の通知にも、高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」の支援の推進については、地域福祉計画への積極的な記載が求められております。今年5月に災害対策基本法が改定され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な非難を図る観点から、市町村では、個別避難計画を概ね5年程度で作成することが努力義務化され、市では、その準備を進めております。

設問では、災害時における支援について、個人の情報の共有に関する意識を含めてお聞きするものです。

13ページをご覧ください。

大項目の8つ目「新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化についておたずねします」として、問34から問36の3つの設問ですが、こちらは、今回、新規の設問となっています。

設問した理由としましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活の現在の状況をうかがい、今後の活動や事業の方針につなげるためにお聞きするものです。

14ページをご覧ください。

大項目の9つ目「これからの地域福祉についておたずねします」として、問37から17ページの問44の9つの設問ですが、こちらは、今回、問37から問40までが新規の設問となっています。

従来の防犯、災害に関する設問に加え、8050問題やダブルケアなど、1つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制の構築のために、どのような相談支援の取り組みが必要であるのかをお聞きしています。

設問について説明をさせていただきましたが、今回のアンケートの案につきまして、事前に委員の皆様からのご意見を当日資料3にまとめております。

このご意見を踏まえて、修正等について、ご検討、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

議長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたけれども、事前に委員の皆様からご意見等をいただいておりますので、修正について検討させていただきたいと思います。事務局から意見を読み上げていただけますでしょうか。

事務局：それでは、当日資料3の3「委員からのご意見等」をご覧ください。

1つ目は、設問21、市民アンケートでは6ページになります。

問20の社会福祉協議会との連続の質問なのでわかると思いますが、質問に答える方の中には、自分の地区の担当民生委員・児童委員の名前を知っているかと、質問を勘違いしてしまう方はないでしょうか、とのご意見がありました。

この設問について、ご検討をお願いします。

議長：この説明について、修正案ですとかご意見ありましたら伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。これは、事務局の意図としては民生委員という存在の方がおられることをご存知かということですか。

事務局：地域に民生委員児童委員という存在がいるということをご存知かどうかお聞きしています。

議長：そのような意図の質問として、質問文はこれで良いのかということですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の案としてはいかがでしょうか。

事務局：事務局の案としましては、ご意見で指摘のありましたように、確かにこの質問を見たときに勘違いされるようなことがあるのではないかと思います。問20の社会福祉協議会の質問と併せて変更することとし、問20の選択肢の名前の部分を社会福祉協議会があることに変更し、問21の選択肢の名前の部分を民生委員児童委員がいることに変更してはいかがでしょうか。

議長：かなり明確になったかとは思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。次のご意見についてよろしくお願いいたします。

事務局：設問25-2、市民アンケートでは8ページになります。この設問には、お二人からご意見をいただいております。

選択肢の10．市役所・成年後見支援センターを11．社協・成年後見支援センターに変えた方がよいのではないかと、10．市役所・成年後見支援センター、11．社会福祉協議会となっています。成年後見支援センターは市の委託事業なのでしょうか、それで市役所としてのアンケートでは市に分類されているのかと思います。しかし、市民から見ればウィズにあり、社協職員が担当しています。地域包括支援センターを13番に独立させたように成年後見支援センターも独立させてはいかがでしょうか、とのご意見がありました。

この設問について、ご検討をお願いします。

議長：ありがとうございます。このことにつきまして、ご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：一つ目の意見は私の方で提案させていただいたのですが、社会福祉協議会の中で成年後見支援センターの事業を実施していますので、市にあるよりも社会福祉協議会の方につけた方がわかりやすいのではないかと提案させていただきましたが、ほかのご意見にあるように、もう一つ別に設けた方が市民の方にとってはよいのではないかと、社会福祉協議会に相談しました、成年後見支援センターに相談しました、の方が回答として○をつけやすいのではないかという気がしております。

もう一点、この設問の選択肢の中で13番に地域包括支援センターと表記してありますが、施設名で表記するのか機関的なもので表記するのか、高齢者相談センターという言い方になっていると思いますので、ほかでも地域包括支援センターという表記がございましたが、その部分についてもご検討いただければと思います。

議長：ありがとうございます。他にご意見はないでしょうか。事務局の案としてはいかがでしょうか。

事務局：成年後見支援センターをどのような選択肢にするのかですが、事務局とし

ましても、委託受託の関係はあるのですけれども、それよりも二つ目のご意見でいただいているように、市民の側から見たら委託受託は関係ありませんので、独立させた選択肢とした方がよろしいのではないかと考えております。

議長：それでは、成年後見支援センターが独立するという事でお願いします。他はよろしいでしょうか。この質問文について気になったのですけれども、相談できる窓口はどこですかというのがクイズみたいになっているのですが、これでよろしいですか。相談できる窓口を知っていますか、というような問いかけの方がいいように思われるのですが。他にご意見はいかがでしょうか。

事務局：質問文につきましては検討させていただきます。選択肢13番の地域包括支援センターの件につきましては、括弧書きで高齢者相談センターと表記するのはどうでしょうか。

議長：いかがでしょうか。では、そのようにご検討いただければと思います。
次のご意見についてご説明よろしく願いいたします。

事務局：設問38、市民関係等では14ページになります。この設問も、お二人から意見をいただいております。

一つ目は、○はいくつでもとあるが、どれも○を付けたい内容に思われるので、特にというものに絞って○が付けられるように○の数を制限した方がよいのではないかと、もう一つは、問38の設問のどのような窓口であれば相談しやすいと思いますか、をどのような役割や機能があるべきだと考えますかに修正をして、回答の選択肢に4、5、6を追加する。4. 相談した事案に対し状況が安定するまで継続して関わってくれる、5. 地域での生活に課題がある者に社会的な居場所をつくってくれる、6. 地域の課題を見出し住民同士の新しい交流の機会をつくってくれる。いずれも、重層的支援体制整備を踏まえた修正である。なお、問38は○はいくつでもとあるが、それだと全部に○がついてしまうので5つまでに絞って分散の傾向を見た方が現在の市民意識をより把握しやすいと考える。これらの選択肢の追加により、4、5、6、7を7、8、9、10とするというご意見がありました。こちらの設問についてご検討をお願いいたします。

議長：ありがとうございます。この設問についてのご意見、あるいは新たなご指摘などがありましたらよろしく願いいたします。

委員：この問38を提案したのは私なのですが、まず、この問38の1～7の選択肢を見たときに、ここをいわゆる地域共生社会における包括的支援体制相談窓口のあり方として考えたときに少し足りないと思ったのが始まりで、追加の4にありますように包括的支援体制ですと伴走型の支援体制、この伴走とは伴に走するという漢字で書きますけれども、まずそれを示せるような選択肢が欲しいと思いました。それから次に、地域で孤立している方、ひきこもりの方も含めてですけども、そういった方の社会的居場所作りをしていくということもポイントになりますので、

そういったようなものが欲しいと思いました。それから居場所作りをしていくときに、地域の課題を見つけて住民同士の新しい交流の機会を作っていくこと、あと地域作りと言いますけれども、そちらの方も欲しいと思ひまして、その三つを追加しようと思いました。追加してみると、どのような窓口であれば相談しやすいと思いますかという質問が違ふように思ひまして、最初のところにありますような、どのような役割や機能があるべきだと考えますかと直した方がいいのではないかと思つたという順番になっております。あと、この設問ですと、○はいくつでもと書いてしまうと全部に○がつきますので、5つという和多いか少ないかという議論はあるんですが、どのあたりにたくさん○がつくのかというところを見る方がいいのではないかと思ひました。よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございます。その他にご意見はありませんでしょうか。

では、委員のご意見を踏まえまして、事務局の案としてはいかがでしょうか。

事務局：こちらにつきまして、事務局としましてはこのご意見の内容を事務局案として提案させていただきたいと思ひます。

議長：問38の下の方のところですか。

事務局：はい、問38の二つ目です。

議長：私、違ふ意見があるのですがよろしいでしょうか。この相談窓口ということにつきましてはニーズキャッチの機能ということで、どういうところであれば敷居が低いのかというところですか。ニーズキャッチというところと具体的な支援内容というのはまた別だと思ひます。まずは、どういうところだと相談がしやすいのか、まず受けとめることができるのかというところで、窓口を備え、その後で地域作りとか、相談を継続的にするのは、まさにその支援の内容のことですので、そのことは重層的支援体制のところでもいくつかあります。包括的相談支援というところであるとか参加支援というところも、地域作りの事業としては全部合わせてこの4、5、6が入ると思うのですけれども、まずはニーズキャッチでどれだけつかめるのかというところが大事だと思ひます。そういう意味では、この1から6、どうやったら細かい漏れそうなニーズをつかめるのかというところで、いくつ○でも、これは複数回答ですけれども、その中でも何が多くなっているのか数は出ると思ひますので複数回答でもよいのではないかと思ひます。これは私の個人的な意見ですので、後で事務局の中でご検討いただければと思ひます。ニーズキャッチのところをどう掴むかというところが重要なところだと思ひます。ありがとうございます。事務局の方で修正をよろしくお願いいたします。次のご説明をよろしくお願いいたします。

事務局：裏面の問39、39-1、40、市民アンケートでは14ページから15ページになります。

こちらの設問への意見ですが、問39、39-1、40を削除する、これらは行

政サービスに対する設問になっており、地域福祉計画の主たる内容と齟齬があるためである。そして、重層的支援体制整備を踏まえ、問３９を次のとおりにする。
問３９ あなたの地域で優先的に解決すると良いと考える課題は何ですか。○は５つまでとして、１．高齢者のみ世帯の安否確認から２１．その他までの選択肢となっております。なお、問３９以降を整理するため、４１、４２、４３、４４、４４－１とするのご意見がありました。こちらの設問について、ご検討をお願いいたします。

議長：ではこの問題につきまして、ご意見よろしくをお願いいたします。

事務局：この提案も私からさせていただいたものですがけれども、問３９、本日の資料の方について、この設問を他市の説明で見て、こういうのができればと思い、参考にしたんですがけれども、そうすると、今回、成年後見のこと、災害のこと、それからコロナのことという形で設問の数が増えているものですから、そうしますと全体の分量が非常に多くなって回答者が大変だと思ひまして、それで問３９、３９－１、４０を削らせていただいて、新しく問３９を作ったかどうかと思い、提案させていただいております。この問３９の中で、これまでのアンケートの中に出てこないような、例えば８０５０問題ですとか、子どもの貧困問題ですとか、ヤングケアラーですとか、そういったことについて、地域の課題としてお聞きするという形でどうかと思ひましたので、よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございます。ではこの設問の修正案も含めてですがけれどもご意見をよろしくお願いいたします。

皆さんに考えていただいている間に、私から質問させていただいてもよろしいですか。まず問３９－１と４０を削除するということで、これは行政サービスと書いていらっしゃるのですが、相談窓口は行政だけなんですか。

委員：行政だけではないですね。

議長：社協 CSW や社会福祉法人さんとか。

委員：介護も障害もいろいろなところで相談窓口はあるということは承知していますので、行政サービスに対する質問というのは解釈が間違っていたのかもしれませんが。

議長：問３９のところで書いてくださった地域は、どういう意味で地域を使っているのでしょうか。

委員：住んでいる方がいらっしゃる地域です。

議長：解決主体は地域ということではないということですね。

委員：解決主体が地域ですね。

議長：地域住民ということですか。

委員：地域住民として解決したい課題と考えて書きました。

議長：わかりました。ありがとうございます。その他、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

委員：地域というのは、大きくは町内会という捉え方もしているわけでしょうか。地域全体でと言ってもわかりにくいですね。町内会をあてているのかどうかということです。

委員：解決主体が町内会とかは思っていないです。住んでいる方が自分の地域を見たときに、自分の住んでいる地域には、人によっても違うかもしれませんが、こんな課題があるという意識みたいなものを書いていただければと思つての設問で、解決主体が町内会だと思つて設問しているわけではないです。

議長：選択肢があまりにも多いので、この場ですぐにこなせないという気がします。ここはペンディングさせていただいて、ご意見も後で事務局にいただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次の設問の説明をよろしくお願いします。

事務局：設問４１、市民アンケートでは１６ページになりますが、言い方が強く感じるので選択肢４の地域福祉を推進する責任を、地域福祉を推進する役割に変えた方がよいのではないかとご意見がありました。こちらについてご検討をお願いいたします。

議長：ありがとうございます。ご意見いかがでしょうか。

委員：この意見は私からなのですが、社会福祉協議会の方のアンケート１２ページの問３０、３１にも似たような設問がありますが、そこと齟齬が出ているものですから、どうでしょうかということです。

議長：その他のご意見いかがでしょうか。事務局の案としてはいかがでしょうか。

事務局：ご意見をいただいたとおり、責任を役割に変更ということでいかがでしょうか。

議長：役割という言葉に置き換えるということですね。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、最後、よろしくお願いします。

事務局：最後はアンケート調査全体に関することについて、アンケートですが詳細に調べる意図はわかりますが、記入するのも集計するのも大変と思います。次回は、より絞ったものに出来ないか検討下さい。ペーパー記入では集計に人手がかかりますので、次回はＩＣＴ化を検討下さい。またはＯＣＲ読み取りの方法かと思ひます、とのご意見をいただきました。次回、アンケート調査の際の、参考とさせていただきます。

議長：ありがとうございます。

<②地域福祉活動に関する活動者アンケート>

議長：地域福祉活動に関する活動者アンケートについてご検討よろしくお願いいたします。事務局よりご説明をお願いします。

事務局：それでは、活動者アンケートにつきましてご説明いたします。資料５をご覧ください。本日、当日資料でお配りをしました。そこに、アンケート調査の実施につ

いてまとめたものをお配りさせていただきました。こちらの調査対象者につきましては、民生委員児童委員、主任児童委員の皆さん、それから福祉委員、地域活動の推進委員会の委員長、およびふれあいサロンの代表者、それからボランティア協力団体の代表者の３種類、計約７５５名の方を対象にしたいと思います。調査方法につきましては、民生委員版につきましては、来月の各地区民児協にて配布を行います。その他については、代表者へ郵送する予定です。１２月下旬までに回答をお願いして参ります。

全体的には、見出しをつけて、大項目ごとに同じ内容の設問をまとめております。まず、民生委員向けアンケートについてご説明いたします。大項目１から大項目３については、５年前の設問と比較ができるように同じ内容の設問で構成しております。それ以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動への影響の度合いを尋ねる設問、また、災害時の助け合いについての設問、また、これからの地域福祉について尋ねる設問を新たに追加しております。市民アンケートの説明の中でもありましたが、大項目６に成年後見制度利用促進計画を策定するにあたり参考とさせていただくべく、民生委員版のアンケートには見出しをつけた設問を設定させていただいております。

これは、地域住民から様々な相談を受ける中で、成年後見制度に関する相談にも対応される場合が考えられるため設定をさせていただいております。ここで委員からのご質問にお答えをします。民生委員版アンケートの４ページ、問９のところをご覧くださいと思いますが、そこに回答番号として１２．児童健全育成協議会とありますが、担当部署に確認したところ、青少年健全育成協議会と回答いただきましたので、青少年の方に修正をさせていただきたいと思います。

続いて福祉委員・サロン活動者向けをご用意ください。こちらについても、大項目１から大項目４については、５年前の設問と比較できるように同じ内容の設問で構成しております。その他は民生委員版で説明をさせていただいた通りとなります。

成年後見制度に関する設問については、市民アンケートと同様、制度の周知や啓発を中心とした設問を考えまして、設問番号で言いますと、問１２から１４について設定しております。最後、ボランティア活動者版をご覧くださいと思いますが、こちらについては、福祉委員・サロン活動者向けと内容がほとんど同じであります。最後の大項目７、これからの地域福祉についてお尋ねします、の設問を問３１－１としております。これは福祉向けの問３２、３３がふれあいサロン活動や見守り支え合い活動のことなど、福祉委員活動を中心とした質問内容となっているため設定をしませんでした。以上で説明を終わります。

議長：ありがとうございました。事前にご意見をいただいたことについてご回答いただきました。この他にもお気づきの点がありましたら、お願いいたします。よろし

いでしょうか。これは感想ですけれども、地域の皆様にお答えいただくアンケートということですが、かなり分量が多いという点です。回収率が心配ですが、ちなみに前回の市民向けのアンケート回収率は何%ぐらいだったでしょうか。だいたい3割超えたらいいところだと思いますが。

事務局：活動者アンケートについて申し上げますと、3種類平均で60%でした。

議長：ありがとうございます。今回もぜひそのぐらいのパーセンテージにいいと思っています。ありがとうございます。ご意見がなければ、早速、送付の方に進めたいと思います。市民向けアンケートのところで検討するところがございますけれども、そのことにつきましては事務局と私もご意見いただきましたらと思っています。それでは、事務局は以上の内容で各アンケートを実施するようによろしく願いいたします。

本日用意させていただきました議題は全て終了いたしました。ご協力いただきまして本当にありがとうございます。今日のご意見いろいろお聞きしておりますと、特に前半の部分のところで縦割りというところが課題になるということで、次回第4次では評価ということや縦割りということを含めて検討を進めていただければと思っています。それではこれで終了させていただきます。事務局から連絡事項があればよろしく願いいたします。

< 3 連絡事項 >

事務局：それでは、事務局から連絡をさせていただきます。

まず、当日資料1の「豊川市地域福祉計画策定に向けた今後のスケジュール（案）」をご覧ください。

本年度につきましては、本日検討していただきましたアンケート調査を実施して、その結果の集計をいたします。

なお、本年度の最後に記載しておりますとおり、本年度末で今期の委員の皆様の任期が満了となりますが、来年度は計画を策定していく年となりますので、できる限り継続して委員に就任していただきますようお願いいたします。3月頃になるかと思いますが、改めて確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。

来年度は、委員会の開催を4回予定しております。

第1回は5月から6月頃にアンケート調査の結果報告や第4次計画の構成などについて、第2回は8月から9月頃に施策の課題整理や計画の方向性、目次構成、取組事項などについて、第3回は11月頃に計画書（案）について、そしてパブリックコメントを実施したのち、第4回は2月頃に、パブリックコメントの結果報告、計画書（案）の検討と承認などについて予定しております。

また、計画策定委託業者の選定、市関係部署検討部会や社会福祉協議会作業部会

の開催、地域福祉懇談会の開催も行っていますので、よろしくお願いいたします。

続いて、委員報酬の関係ですが、振込先等変更がありましたら、後ほど事務局までお伝えください。よろしくお願いいたします。

もう1つ、先ほどアンケート調査の回収率のお話がありましたけども、市民アンケート調査の回収率につきましては、45.1%になっております。よろしくお願いいたします。

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

市民アンケートのところで詰めるところがございますが、委員長と話し合って決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで、本日の委員会を終わりとさせていただきます。

皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。